

+

勤医協札幌歯科診療所
臨床研修施設群
歯科医師臨床研修プログラム
(2017年度版)

医療法人 北海道勤労者歯科医療協会

勤医協札幌歯科診療所

勤医協札幌歯科診療所 臨床研修施設群 歯科医師臨床研修プログラム（2017年度版）

I. プログラムの名称

「勤医協札幌歯科診療所 臨床研修施設群 歯科医師臨床研修プログラム」

II. 研修プログラムの目的と特徴

- ①【歯科医師研修の目的・歯科医師像】この研修は、将来どのような分野で働くにも共通する、歯科医師の基本的で共通の力量を養成することを目的の重要な柱とする。また当歯科は地域の第一線の医療機関であり、その歯科医師研修は地域の期待にこたえる、地域医療を担う歯科医師の養成を地域医療の現場で行うものである。当施設の研修を通じて、深い社会認識と豊かな人権意識を持つ歯科医師が輩出されることをめざす。
- ②【研修プログラムの特徴】研修プログラムの特徴は、1)地域志向性、2)教育としての整備、安全性の追求。常に歯科医学教育の成果に学び、充実させていくという点、3)学習者中心の教育、研修歯科医の主体性の重視、の3点である。総合的の力量の養成を目指すべく、小規模歯科などにおける研修も重視する。診療室研修にとどまらず、勤医協札幌病院での主治医と連携した在宅歯科診療の研修を行う。また、地域の医療懇談会に出席するなど、地域住民とともにつくる健康増進の取り組みに参加する経験をもつ。
- ③【研修の基本的形態】研修歯科医は担当医として位置付けられ、主治医は指導歯科医が務める。担当医たる研修歯科医は主治医としての力量の獲得をめざし、相応の責任感を持って診療にあたる。
- ④【研修歯科医の処遇、権利と運営参加】研修歯科医は自分達の研修を改善していく権利、そのために発言する機会、そのために行動する自由をもつ。労働者としての妥当な勤務拘束時間、休憩時間、休日、経済的にはアルバイトをしなくてよいだけの生活を保障される。
- ⑤【研修歯科医の指導体制】研修歯科医の指導は指導歯科医及び歯科衛生士、歯科技工士、歯科事務によって行う。研修項目を記載した研修手帳をもとに、指導歯科医の実施する診療見学、模型実習を経て研修歯科医の状況に適合する診療行為を選択し担当させ、臨床のステップ毎に指導歯科医がチェックする。経験症例について週1回程度指導歯科医に報告させ到達状況の把握を行う。歯科衛生士、歯科技工士、歯科事務の研修担当者は各職種が担当する分野を日常的に指導し月1回程度評価し研修歯科医へ伝達する。

III. プログラム責任者と参加施設の概要

1. プログラム責任者名

プログラム責任者：笠井 信行（勤医協札幌歯科診療所）

2. 研修プログラム参加施設とその概要

本プログラムは勤医協札幌歯科診療所を管理型臨床研修施設とし、下記のごとく協力

型臨床研修施設、研修協力施設と共に研修目標の達成を目指すものである。

【協力型研修施設】 勤医協札幌にしく歯科診療所 勤医協きたく歯科診療所

【研修協力施設】 勤医協札幌病院

IV. 研修プログラムの管理運営体制

「勤医協札幌歯科診療所 臨床研修施設群」の研修管理委員会がプログラムの管理運営について責任を持つ。

研修プログラムの内容は、年度ごとに研修管理委員会において見直し・改善等が行われ、小冊子として公表、研修希望者に配布される。

・ 勤医協札幌歯科診療所 臨床研修施設群 研修管理委員会

研修管理委員長 笠井 信行 勤医協札幌歯科診療所所長、プログラム責任者、研修実施責任者

構 成 員	重吉 真	勤医協札幌歯科診療所、研修実施者
	西田 徹	勤医協札幌にしく歯科診療所所長、研修実施責任者
	荻原 宏志	勤医協きたく歯科診療所所長、研修実施責任者
	川口 雅人	勤医協札幌にしく歯科診療所事務長
	植松 恵美	勤医協札幌歯科事務長、事務部門責任者
	菅原 健太	勤医協きたく歯科診療所事務長
	尾形 和泰	勤医協札幌病院院長、研修実施責任者
	長谷 武雄	外部委員（札幌白石健康友の会会長）

V. 研修歯科医の指導体制

プログラム責任者は、指導歯科医（当該研修施設における医長以上）を選出し、当該研修施設における研修の責任を負う。

VI. プログラム定員、募集・選考方法

研修歯科医 1名。マッチングにより公募する。

募集時期は平成28年7月から

選考時期は平成28年8月20日～9月3日（予定）

選考方法は「面接及び小論文及び実技試験」

出願締め切りは試験日の2週間前とする。

VII. カリキュラム（研修目標）

1. 研修期間割

『オリエンテーション』（1ヶ月）、『一般歯科、小児歯科、矯正歯科』（11ヶ月：勤医協札幌歯科診療所5ヶ月＋勤医協きたく歯科診療所3ヶ月＋勤医協札幌にしく歯科診療所3ヶ月）を基本とする。

カリキュラム	研修期間	研修先
オリエンテーション	1ヶ月	勤医協札幌歯科診療所
一般歯科、小児歯科、矯正歯科 (在宅・施設への訪問診療、インプラントオペ見学、技工室見学)	5ヶ月	勤医協札幌歯科診療所 勤医協札幌病院
一般歯科、小児歯科 (勤医協在宅との連携により、介護現場の実態を学ぶ研修、摂食嚥下に関わる研修)	3ヶ月	勤医協きたく歯科診療所
一般歯科、小児歯科 (在宅・施設への訪問診療見学、インプラント見学、耳鼻科との連携による睡眠時無呼吸症候群への対応に関する研修)	3ヶ月	勤医協札幌にしく歯科診療所

(研修期間割 一例)

研修歯科医 1年次												
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
オリエンテーション (札幌歯科)	一般歯科、小児歯科、矯正歯科 (札幌歯科)					一般歯科、小児歯科 (きたく歯科)			一般歯科、小児歯科 (札幌にしく歯科)			

2. 臨床研修の目標

以下の3つの柱からなり、基本的診療能力については「基本習熟コース」と「基本取得コース」に分けて目標立てしている。それぞれの具体的な目標は別掲する。(別添資料参照)

- ① 1年で、地域医療を担う歯科医師にとって共通でかつ基礎的な診療能力を身につける。
(基本的診療能力)
- ② 予防・健康づくりから在宅歯科まで、地域医療の全体像を理解し、その地域の中で展開する民医連医療・歯科医療機関の存在意義について理解する。(医療観・民医連への理解)
- ③ 患者に係る各職種の役割を理解し、民主的な医療チームを構築する。そのチームが十分な力を発揮するように、リーダーとして働きかけることができるようになる。(チーム医療)
- ④ 平和で健康に生きる権利、基本的人権について、地域の人々とともに考え行動し、世界に通用する人権意識を磨く。(人権意識と行動)

VIII. 歯科医師研修の運営

①研修管理委員会

年に数回開催。歯科医師臨床研修に関する事項について議論、決定する委員会で、研修に対する責任を負う。

②医局会議

歯科医師臨床研修の実際における実務の担当、政策立案、研修歯科医の状況把握などをおこなう。週1回の開催で、研修管理委員会では対応が遅れる案件についても議論できるようにする。

IX. 研修歯科医評価

① 研修歯科医の到達評価

研修歯科医の到達は1) 医局会議への「月例報告書」を使った自己評価・他者評価と、2) 研修管理委員会などの関係職員が参加する集団的評価会議、の2つにより評価される。

1)報告書」を使った自己評価・他者評価では、研修歯科医が自分の到達をリアルタイムに把握できること、評価する他者も指導歯科医だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士、事務系職員、患者や家族など、研修歯科医自身が評価者を選択し、複眼的な評価をえることの2点を考慮して行われる。

2)集団的評価会議は定期的（原則1ヶ月ごと）に開かれる。

② 研修の評価および指導歯科医の評価

2) の会議、医局会議で歯科研修自体がスムーズに進んでいるかどうかの評価が行われ、指導歯科医の指導内容、研修歯科医とのコミュニケーションなどが振り返られる。そこで検討された問題点改善すべき点は研修の中身に反映される。

③ 研修歯科医の日常的ふりかえり・把握

日常的には診療室カンファレンスや終わり会に参加し、「研修ノート」にて振り返りを記載、指導歯科医の点検を受ける。また医局会議では、月1回研修歯科医の状況把握に努める。

X. プログラム修了の認定

研修歯科医から1年間の研修記録を提出させる。研修管理委員会ではプログラムに従って研修の修了認定の可否について評価し、管理者より認定されたものには修了証書を交付する。

XI. プログラム修了後のコース

当施設で引続き研修を希望する歯科医師は、研修管理委員会に起案し、採用面接を受ける。

X II. 研修歯科医の処遇

- (i) 研修歯科医は1年間の有期雇用とする。(非常勤)
- (ii) 研修手当、勤務時間
 - ・ 給与 1年次 250,000円(月額)
その他各種手当あり(当院就業規則による)。
 - ・ 勤務時間 ①8時45分～17時00分
 - ・ ②11時45分～20時00分
 - ③12時30分～20時45分のシフト制
 - ・ 盆休、年末年始休暇(5日程度)、有休10日(その他当法人就業規則による)。
- (iii) 時間外勤務 有り。
- (iv) 研修歯科医のための宿舍等 無し。 住宅手当45,000円支給
- (v) 社会保険・労働保険
 - ・ 公的医療保険：全国健康保険協会加入
 - ・ 公的年金保険：厚生年金加入
 - ・ 労働者災害補償保険法の適用：有
 - ・ 雇用保険：有
- (vi) 健康管理
 - ・ 健康診断を年1回実施。
 - ・ その他、入職時検診、予防接種(インフルエンザ・B型肝炎ワクチン等一部)
- (vii) 医療賠償責任保険
法人として施設単位で加入(但し、個人保障あり)。個人加入は任意とします。
- (viii) 自主的な研修活動に関する保証
学会及び研究会等へ参加の場合、起案して決裁を求める。

X III. 資料の請求先

〒003-0804

北海道札幌市白石区菊水4条1丁目7-25

勤医協札幌歯科診療所

事務長 植松恵美

電話：011-823-2596 F A X：011-823-2596

メールアドレス：uematsu@kin-ikyo-shika.jp

(別添資料)

勤医協札幌歯科診療所 歯科医師臨床研修カリキュラム

I 歯科医師臨床研修の概要

歯科医師臨床研修の目標は、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を身に付け、生涯研修の第一歩とすることである。

II 歯科医師臨床研修のねらい

- 1 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- 2 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- 3 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- 4 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- 5 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- 6 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- 7 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- 8 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

III 到達目標

「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本であり、臨床研修修了後に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが望ましいものである。

1 歯科医師臨床研修 「基本習熟コース」

【一般目標】

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

【行動目標】

- ① コミュニケーション・スキルを実践する。
- ② 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。
- ③ 病歴を正確に記録する。

- ④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- ⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- ⑥ 患者の自己決定を尊重する。(インフォームドコンセントの構築)
- ⑦ 患者のプライバシーを守る。
- ⑧ 患者の心身におけるQOL(Quality Of Life)に配慮する。
- ⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。

【研修歯科医の指導体制】

指導歯科医のもとで患者の医療面接を行いながら研修する。

【修了判定の評価基準】

指導歯科医の評価をもとに判断する。

(2) 総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 適切で十分な医療情報を収集する。
- ② 基本的な診察・検査を実践する。
- ③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- ④ 得られた情報から診断する。
- ⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- ① 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ② 一口腔単位の治療計画を作成する。

【研修歯科医の指導体制】

研修歯科医を担当する指導歯科医を決め、レポート作成の際にサポート等を行う。

【修了判定の評価基準】

指導歯科医の評価を受けた10症例以上の経験が必要。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

- ① 基本的な予防法の手技を実施する。
 - 1) フッ素塗布
 - 2) シーラント
- ② 基本的な治療法の手技を実施する。
 - 1) 伝達麻酔
 - 2) 間接歯髄保護処置
 - 3) 削合・咬合調整
 - 4) TeC 作成
 - 5) Hys 処置

- ③ 医療記録を適切に作成する。
- ④ 医療記録を適切に管理する。

【研修歯科医の指導体制】

指導歯科医が座学を行い、研修を進める

【修了判定の評価基準】

指導歯科医の評価をもとに判断する

4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

【研修歯科医の指導体制】

指導歯科医が座学を行い、研修を進める

【修了判定の評価基準】

指導歯科医の評価をもとに判断する

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身につける。

【行動目標】

- ① 齲蝕の基本的な治療を実践する。
 - 1)レジン修復 5 症例
 - 2)インレー修復 2 症例
- ② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
 - 1)抜髄処置 2 症例
 - 2)感染根管処置 2 症例
- ③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
 - 1)歯科保健指導 5 症例
 - 2)スケーリング・ルートプレーニング 5 症例
 - 3)歯周外科治療の補助 01 症例(見学・補助)
- ④ 抜歯の基本的な処置を実践する。
 - 1)乳歯抜歯 1 症例
 - 2)永久歯抜歯 3 症例
 - 3)埋伏歯抜歯 02 症例(見学・補助)
- ⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。
 - 1)歯冠補綴治療 5 症例
 - 2)部分床義歯治療 3 症例
 - 3)全部床義歯治療 2 症例(見学・補助)

【研修歯科医の指導体制】

指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の担当チームの患者の症例を配当する。(症例配当型)

【症例の数え方】

1回毎の治療につき1症例と数える。

【修了判定の評価基準】

目標達成の基準として、合計30例以上経験していることが必要。ただし、①から⑤までの行動目標ごとに最低8割以上を経験していることが必要。

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 保険診療を実践する。
- ② チーム医療を実践する。
- ③ 地域医療に参画する。

【研修歯科医の指導体制】

- ①指導歯科医のもとで患者の保険診療を行いながら研修する。
- ②指導歯科医のもとでチーム医療を実践するため、カンファレンス、症例発表に参加する。
- ③指導歯科医のもとで、地域医療に参画するため、共同組織との行動（健康相談会）や行事等に参加する。

【修了判定の評価基準】

指導歯科医の評価をもとに判断する。

2 歯科医師臨床研修 「基本習得コース」

【一般目標】

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ② 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤ 一次救命処置を実践する。
- ⑥ 二次救命処置の対処法を説明する。

【研修歯科医の指導体制】

指導歯科医の講義を受ける。

【修了判定の評価基準】

- ①文献検索を行う レポート作成 2 例
- ②研修会または学会に参加する レポート作成 1 例

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 医療安全対策を説明する。
- ② 医療事故及びインシデントを説明する。
- ③ 医療過誤について説明する。
- ④ 院内感染対策（Standard Precautions を含む。）を説明する。
- ⑤ 院内感染対策を実践

【研修歯科医の指導体制】

医療事故や院内感染関連のセミナーへ参加、または文献を独習し、レポートを作成。指導医は学習の進捗状況を把握、レポート作成の際にサポート等を行う。

【修了判定の評価基準】

レポートは指導歯科医が評価を行ない、のレポートを 1 例以上提出する。

(3) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① リコールシステムの重要性を説明する。
- ② 治療の結果を評価する。
- ③ 予後を推測する。

【研修歯科医の指導体制】

指導歯科医と共に検証を行う

【修了判定の評価基準】

指導歯科医の評価をもとに判断する

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

- ① 専門的な分野の情報を収集する。
- ② 専門的な分野を体験する。

- ③ POS(Problem Oriented System)に基づいた医療を説明する。
- ④ EBM(Evidence Based Medicine)に基づいた医療を説明する。

【研修歯科医の指導体制】

指導歯科医の講義を受ける。

【修了判定の評価基準】

- ①文献検索を行う レポート作成 2 例
- ②研修会または学会に参加する レポート作成 1 例

(5) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

- ①歯科医療機関の経営管理を説明する。
 - 1)管理担当の歯科医師及び事務等の講義を受ける。
レポート作成 1 例。
- ②常に、必要に応じて医療情報の収集を行う。
 - 1)文献検索を行う。 レポート作成 2 例。
 - 2)学会へ参加する。 レポート作成 1 例。
- ③適切な放射線管理を実践する。
 - 1)デンタル・パノラマ X 線、CT 等の必要性や撮影方法を理解し説明する。
レポート作成 1 例。
- ④医療廃棄物を適切に処理する。
 - 1)一般廃棄物と医療廃棄物の違いを理解し、適切に処理する。
レポート作成 1 例。

【研修歯科医の指導体制】

研修歯科医を担当する指導歯科医を決め、レポート作成の際にサポート等を行う。

【修了判定の評価基準】

レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成の基準として、評価が経験以上のレポートを 4 例以上提出することが必要。

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 地域歯科保健活動を説明する。
- ② 歯科訪問診療を説明する。
- ③ 歯科訪問診療を体験する。 15 症例(見学・補助)
- ④ 医療連携を説明する。

【研修歯科医の指導体制】

指導歯科医のもと歯科訪問診療に同行し研修する。研修歯科医を担当する指導歯科医を

決め、レポート作成の際にサポート等を行う。

【修了判定の評価基準】

レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成の基準として、評価が経験以上のレポートを4例以上提出することが必要。

3 その他

矯正治療

【一般目標】

生涯研修のために歯科矯正に関する検査、診断、治療の能力を身につける。

【行動目標】

- ① 患者が示す不正咬合の状態を評価する。
- ② 矯正治療の必要性および時期について説明する。
- ③ 各発達段階に応じた咬合管理に関する知識を収集する。
- ④ 通常の矯正治療と顎変形症の違いについて説明する。
- ⑤ 適切な矯正装置を選択する。
- ⑥ 矯正治療を説明する。
- ⑦ 矯正装置のトラブルに対する適切な処置を実践する。

【研修歯科医の指導体制】

指導歯科医が座学を行い、診療見学を通して研修する。

【修了判定の評価基準】

レポート提出により終了とみなす。

以上